

検討のためのたたき台

（第2－2 被害者等の聴取結果を記録した録音・録画記録媒体に係る証拠能力の特則を新設すること）

第2-2 被害者等の聴取結果を記録した録音・録画記録媒体に係る証拠能力の特則を新設すること

A案

性犯罪の被害者等の供述及びその状況を記録した録音・録画記録媒体は、その供述が司法面接の手法として必要な措置が採られた状況の下になされたものであるときは、これを証拠とすることができるものとし、この場合において、裁判所は、その記録媒体を取り調べた後、訴訟関係人に対し、その供述者を証人として尋問する機会を与えなければならないものとする。

B案

性犯罪の被害者等の供述及びその状況を記録した録音・録画記録媒体は、次のいずれにも該当するときは、これを証拠とすることができるものとする。

- その者が公判期日等において更に供述することで心身に重大な故障が生じることが明らかであるときであって、その供述が犯罪事実の存否の証明に欠くことができないものであるなど、高度の必要性があること。
- 司法面接の手法として必要な措置として採られた措置の内容その他の事情を考慮し、その供述が特に信用すべき状況の下になされたものであること。

〔検討課題〕

【共通】

- 特則を設ける根拠
 - ・ 証拠能力の特則を設ける実態的・理論的根拠はどのようなものか。
- 憲法第37条第2項の証人審問権等との関係
 - ・ 憲法第37条第2項の証人審問権、被告人・弁護人の反対尋問権、伝聞法則との関係についてどのように考えるか。
- 規定の在り方
 - ・ 特則を設ける根拠を踏まえ、必要性や信用性の情況的保障を示す要件についてどのように考えるか。
 - ・ どのような供述者を対象とするか、その理由についてどのように考えるか。
 - ・ 聴取主体を限定するか、その理由についてどのように考えるか。
- 特則相互の関係
 - ・ A案とB案を組み合わせることに問題はあるか。

【A案】

- 信用性の情況的保障を示す具体的な要件の在り方
 - ・ 「司法面接の手法として必要な措置」とはどのようなものか。

【B案】

- 信用性の情況的保障を示す具体的な要件の在り方
 - ・ 「司法面接の手法として必要な措置として採られた措置の内容」とはどのようなものか。「その他の事情」とはどのようなものか。